

●地震発生時の地下鉄運行再開に向けた取り扱いの変更について

2019年2月21日に発生した地震において、札幌市内で最大震度5弱が観測され、徒歩による地下鉄全施設の巡回点検を実施するため全線運休となったことから、運行再開までに多くの時間を要し、市民生活に大きな影響を及ぼすこととなりました。

このことから、地震発生時における地下鉄の運行再開の取り扱いを、専門機関による調査結果等を踏まえ、市内各区の観測震度に応じた「エリア運行」に9月6日から変更いたします。

1 取り扱い変更日

9月6日（金）始発から

2 現行の取り扱い

(1) 震度3～4の地震発生時

札幌市内いずれかの区において、震度3～4が観測された場合、全列車に対し次駅到着後に発車待ちを指示。

全線で速度制限運転（震度3：時速40km以下、震度4：時速25km以下）を実施し、運転手による目視点検により安全を確認後、通常運行を再開。

(2) 震度5弱以上の地震発生時

札幌市内いずれかの区において、震度5弱以上が観測された場合、全列車に対し速やかに停止するよう指示。駅間に停止した列車は初期震動が収まった後に時速15km以下で次駅まで走行し、乗客を降車させる。

異常の有無が確認できるまで営業を見合わせ、トンネル内等を徒歩で巡回点検し、安全を確認後に順次運行を再開。

3 9月6日以降の取り扱い

専門機関に依頼した地下鉄各線沿線の揺れやすさ等の調査結果や他事業者の取り扱い等を参考に、市内各区の震度に応じた「エリア運行」を実施。

(1) 震度3～4の地震発生時

手稲区と清田区を除く、札幌市内いずれかの区において震度3～4が観測された場合、全列車に対し次駅到着後に発車待ちを指示。

全線で速度制限運転（震度3：時速40km以下、震度4：時速25km以下）を実施し、運転手による目視点検により安全を確認後、通常運行を再開。

(2) 震度5弱以上の地震発生時

地下鉄各線を大通駅を起点とした6つの運行エリアに分割するとともに、運行エリアごとの「震度確認区」を設定する。

路線	運行エリア	震度確認区	運行エリア	震度確認区
南北線	麻生駅～大通駅	中央・北・東	大通駅～真駒内駅	中央・豊平・南
東西線	宮の沢駅～大通駅	中央・西	大通駅～新さっぽろ駅	中央・白石・厚別
東豊線	栄町駅～大通駅	中央・北・東	大通駅～福住駅	中央・豊平・南

ア 発生直後の対応

現行の取り扱いどおり、札幌市内いずれかの区において震度 5 弱以上が観測された場合、全運行エリアの列車に対し速やかに停止するよう指示。駅間に停止した列車は初期震動が収まった後に時速 15km 以下で次駅まで走行し、発車待ちを指示。

イ 運行再開に向けた対応

① 震度 5 弱以上を観測した「震度確認区」に係る運行エリア

乗客を降車させ、運行エリア内のトンネル内等を徒歩で巡回点検した後、時速 25 km 以下の速度制限による安全確認を行った上で、通常運行を再開。

② ①以外の運行エリア

時速 25 km 以下の速度制限による安全確認後、通常運行を再開^{*}。徒歩による巡回点検は行わない。

※列車の進行方向を変える「転てつ器」の位置や、点検のため通電を停止する区分により、運行エリアごとに運行再開時期に差異が生じる場合がある。

(3) 南北線高架部（平岸駅～真駒内駅間）の特例措置について

豊平区・南区において震度 4 を観測した場合、南北線の大通駅～真駒内間エリアは高架部点検実施のため、運行を一時停止する。

(平成 30 年北海道胆振東部地震において、南区は震度 4 であったが、高架部の一部に被害が生じたことおよび専門機関の調査結果に基づく措置。)

問い合わせ先

交通局高速電車部業務課（安全推進担当） 漆戸・高橋（英）・関井
電話：896-2712/896-2743/896-2746、ファクス：896-2793